

学期末・学年末試験等の受験上の注意事項

学期末・学年末試験等の受験にあたっては、下記の注意事項を熟読し、厳正な態度で臨むこと。

1. 試験場への入室は、試験開始時点から原則として30分まで認める。また、試験場からの退室は、試験開始後30分間は認めない。
ただし、講義により入室および退室許可時間が別途指定される場合があるので注意すること。
なお、実践英語の期末試験及びクラス編成試験は原則として、試験開始後の入室および試験時間内の退室は認めない。
2. 対面形式の試験場では、原則として一人分の座席を空けて着席すること。座席について、監督者の指示がある場合には、その指示に従うこと。オンライン形式の試験では、同室に受験者以外の者を入室させないこと。
3. 対面形式の試験場では、試験中、学生証を机の上に提示しておくこと。オンライン形式の試験では、指示のある時に学生証を提示すること。
4. 受験に際し、あらかじめ許可されたもの以外を机の上や、安易に見たり触れたりすることができる場所に置かないこと。
5. 対面形式の試験場では、携帯電話、スマートフォン、腕時計型端末等の電源を切ってカバンの中にしてしまうこと。時計、電卓としての使用も禁止する。オンライン形式の試験では、試験で使用する端末以外の電源を切り、試験で使用するアプリ以外は終了させておくこと。
6. 対面形式の試験場では、答案用紙を試験場外に持ち出さないこと。
7. 受験に際し、以下の行為を行わないこと。
 - (1) 本人以外の代理受験、偽名記入、通信トラブルに関する虚偽の申告
 - (2) カンニングペーパー等の所持、机上等への書き込み
 - (3) 問題用紙及び答案用紙・答案データの見せ合い、交換
 - (4) 話し合い、のぞき見、わき見、私語、他者との通信
 - (5) 持込みが許可されていない物件の持込み、参照が許可されていないデータへのアクセス
 - (6) 持込み許可物件の貸し借り、参照が許可されているデータの交換
8. 以上のほか、試験場では、すべて試験監督者の指示に従うこと。

上記の各項に違反したときは、不正行為とみなされることがある。また、レポート作成における剽窃等の行為も不正行為とみなされるので十分に注意すること。

万一不正行為とみなされる行為があった場合は、以下の処分の対象となる。

1. 学則による懲戒
 - (1) 退学
 - (2) 停学（修業年限の不足により、4年間では卒業できなくなる。）
 - (3) 訓告
2. 教務上の制裁措置（例）
 - (1) 当該科目の履修申請を無効とする。
 - (2) 当該学期に受講および受験した全科目の履修申請を無効とする。
 - (3) 当該学年に受講および受験した全科目の履修申請を無効とする。

以上